

## 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年4月1日～2026年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：介護職員の所定外労働時間を、1月当たり平均4時間未満とする

〈対策〉

- 所定外労働の原因の分析等を行う
- 各事業所・部門における問題点の検討及び研修・検討会の実施
- 前年度所定外労働時間の全体把握      ●各事業所・部門における問題点・業務検討

目標2：有給休暇取得率60%以上を目指す

〈対策〉

- 有給休暇取得状況の把握・分析を行う      ●年次有給休暇の時間単位付与制度の周知
- 各事業所・部門における問題点の検討及び研修・検討会の実施

## 女性活躍推進法に基づく行動計画

職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年4月1日 ～ 2026年3月31日まで

2. 内容

目標1：短時間正職員制度を導入し定着させる。

〈対策〉

- ニーズの把握・制度の導入      ●管理者を対象に制度の説明
- 会議や会報での職員への周知

2. 内容

目標2：時間外労働時間削減のため、業務改善・人材定着を目的とした研修を管理者及びリーダークラスへ毎年それぞれ1回以上実施する。

〈対策〉

- 現状把握・研修内容の検討      ●管理者を対象に研修の実施
- リーダークラス対象に研修の実施
- 毎年対象者の80%以上が受講できるよう開催日程を調整する